



4
4
4
4
4

2
2
2
2
2
2
2
2
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
4

を

に改める。

4	1
4	1
4	1
4	1
4	1
4	1
4	1
4	2
5	2
5	2
5	2
5	2
5	2
5	2
5	2
5	2

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第17号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは通勤手当の条項第 4 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「運賃等の額」を「運賃等の額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第 4 条中「提示」を「提示又は第 9 条の 2 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の

提出」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 2 号様式又はこれに準ずるもの」に改める。

第 6 条第 3 項第 1 号中「通勤手当の条項第 7 項」を「通勤手当の条項第 8 項」に改める。

第 6 条の 2 第 1 号の表中

60キロメートル以上	38,700円
------------	---------

を

60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

に改め、同条第 2 号の表中

65キロメートル以上	42,300円
------------	---------

を

65キロメートル以上70キロメートル未満	42,300円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円

90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

に改める。

第6条の3第2号中「前条に定める額」を「前条に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に通勤手当の条項第4項第1号ア又は同項第2号アに定める額を加算した額）」に改め、同条第3号中「が前条に定める額」を「が前条に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に通勤手当の条項第4項第1号ア又は同項第2号アに定める額を加算した額）」に改める。

第9条第3項中「次条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

**第9条の2** 通勤手当の条項第4項の人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは職員の給与に関する条例第10条第2項、公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項及び警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

**第9条の3** 通勤手当の条項第4項の人事委員会規則で定める職員は、第6条の3第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

**第9条の4** 通勤手当の条項第4項第1号アの人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額  
ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合  
当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第10条第4項中「通勤手当の条項第5項」を「通勤手当の条項第6項」に、「及び特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に、「合計額」を「合計額）及び通勤手当の条項第4項第1号ア又は同項第2号アに定める額」に改める。

第12条第1項中「通勤手当の条項第6項」を「通勤手当の条項第7項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に、「運賃等の額」を「運賃等の額若しくは駐車場等の料金」に改め、同条第2項及び第3項中「通勤手当の条項第6項」を「通勤手当の条項第7項」に改める。

第13条第1項中「通勤手当の条項第7項」を「通勤手当の条項第8項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記 第1号様式 (第3条関係)

通勤届

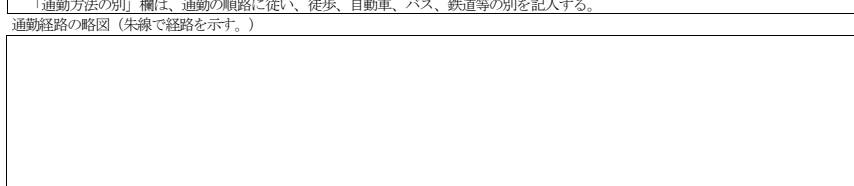
任命権者		勤務公署	
様		所在地	
住居	職員番号	氏名	
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 (※支給要件の喪失の場合は、「通勤経路及び方法等」以下の記入不要)			
届出の理由		□直前の届出の区間と同一の区間がある (「順路」欄のうち同一の区間であるものを選択する。)	
□1 新規 (□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)		事実発生年月日	年 月 日
□2 住居の変更		届出年月日	年 月 日
□3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等		受理年月日	年 月 日
□4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更			
□5 その他			
□支給要件の喪失 (上記のうち該当するものを選択する。)			
通勤経路及び方法等			
順路	通勤方法の別	区間	備考
		距離	所要時間
		乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額
		駐車場の所在地	駐車場の料金
		駐車場の利用形態	
1□		住居 から ( 経由) まで	・ km 分
2□		から ( 経由) まで	・ km 分
3□		から ( 経由) まで	・ km 分
4□		から ( 経由) まで	・ km 分
5□		から ( 経由) まで	・ km 分
記入上の注意		総通勤距離	・ km 総所要時間
1 「届出の理由」欄の「3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。			
2 「通勤方法の別」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。			
3 「乗車券等の種類」欄は、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚つづり回数券、優待乗車券等の別)を記入する。			
4 「左欄の乗車券等の額」欄は、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚つづり回数券、優待乗車券等)の額を記入する。			
5 「駐車場の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地(○市○丁目○番○号等)を記入する。			
6 「駐車場の料金」欄には、実際に負担する額(駐車場の都度その料金を支払う場合等は1回の利用額)を記入する。			
7 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い(○箇月)、1回払い、回数券(○枚綴り○円)等の別を記入する。			
8 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨及び理由を記入する。			
9 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。			
10 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。			
11 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間とを区分して記入する。この場合は、「区間」欄にインターチェンジの名称を記入する。			

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員(※特別急行列車等の利用者は、記入すること。)

特別急行列車、高速自動車国道等の利用者の特別急行列車、高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住居 から ( 経由) まで	・ km	分	
2		から ( 経由) まで	・ km	分	
3		から ( 経由) まで	・ km	分	
4		から ( 経由) まで	・ km	分	
5		から ( 経由) まで	・ km	分	
記入上の注意		総通勤距離	・ km	総所要時間	分
「通勤方法の別」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。					

通勤経路の略図(朱線で経路を示す。)



注 特別急行列車、高速自動車国道等の利用者は、特別急行列車、高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で示す。

別記第2号様式を次のように改める。



## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から駐車場等(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年高知県条例第42号。以下この項において「改正条例」という。))第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第23条第4項、改正条例第11条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第21条第4項及び改正条例第13条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第12条第4項(以下この項において「駐車場等の条項」という。))に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において駐車場等の条項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。  
(経過措置)
- この規則による改正前の通勤手当に関する規則別記様式は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

## 高知県人事委員会規則第18号

## 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(特地勤務手当の月額)

**第2条** 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 1級地 100分の1
- 2級地 100分の3
- 3級地 100分の5
- 4級地 100分の7
- 5級地 100分の14
- 6級地 100分の18

2 前項の特地公署の級別区分は、別表第1に定めるとおりとす

る。

第3条第1項中「人事委員会」を「高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。))」に改め、同条第2項中「これらの規定に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。))」に受けていた」、「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)」及び「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第4条第1項第1号中「職員となり」を「職員となって」に改め、同項第2号中「職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定による採用(以下この条において「定年前再任用」という。))をされ、かつ、当該定年前再任用の日を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日(以下この条において「適用日」という。))」に、「定年前再任用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの(次号に掲げるものを除く。))」に改め、同項第3号中「定年前再任用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に、「当該定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用の日前」を「適用日前」に改め、同条第2項第1号中「当該職員が給料表の適用を受けることとなった日」を「適用日」に改め、同項第3号中「当該職員の給料表の適用を受けることとなった日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第4号中「当該職員が定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「前条第1項及び第2項」を「前条」に改め、同項第5号中「当該職員が定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「前条第1項及び第2項」を「前条」に、「定年前再任用の日以降」を「適用日以降」に改める。

第6条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

付則第2項から第5項までを削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和7年高知県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正す

る。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項中「改正後の規則」を「この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。))」に、「(職員の定年等に関する条例)を「(職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号))」に、「令和4年改正定年条例」を「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号。以下この項において「令和4年改正定年条例」という。))」に、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。))及び暫定再任用職員(令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次項において同じ。))」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第5項中「異動をした日」を「異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」に改め、同項を附則第3項とし、附則第6項を附則第4項とする。

~~~~~  
 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

## 高知県人事委員会規則第19号

## 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和50年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「特地勤務手当基礎額」を「給料及び扶養手当の月額の合計額」に、「別表第1」を「次の各号に掲げる特地県立学校」に、「次」を「当該各号」に改め、「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特地県立学校の級別区分は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条第1項中「人事委員会」を「高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。))」に改め、同条第2項中「同項に規定する異動又は県立学校の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた県立学校に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。))」に受けていた」、「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の

月額)」及び「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第5条第1項第1号中「職員となり」を「職員となって」に改め、同項第2号中「職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定による採用(以下この条において「定年前再任用」という。)をされ、かつ、当該定年前再任用の日を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日(以下この条において「適用日」という。))」に、「定年前再任用の前日」を「適用日前」に、「異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該県立学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転したのものとなるもの(次号に掲げるものを除く。))」に改め、同項第3号中「定年前再任用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に、「当該定年前再任用の日の」を「適用日の」に、「定年前再任用の前日」を「適用日前」に改め、同条第2項第1号中「当該職員が給料表の適用を受けることとなった日」を「適用日」に改め、同項第3号中「当該職員の給料表の適用を受けることとなった日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第4号中「当該職員が定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「前条第1項及び第2項」を「前条」に改め、同項第5号中「当該職員が定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「前条第1項及び第2項」を「前条」に、「定年前再任用の日以降」を「適用日以降」に改める。

第7条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和7年高知県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項中「改正後の規則」を「この規則による改正後の県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。))」に、「に職員の定年等に関する条例」を「に職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)」に、「令和4年改正定年条例」を「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号。以下この項

において「令和4年改正定年条例」という。))」に、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。))及び暫定再任用職員(令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次項において同じ。))」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第5項中「異動をした日」を「異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」に改め、同項を附則第3項とし、附則第6項を附則第4項とする。